

加西病院の医師確保に向け 奨学金制度を創設

議案第 42 号 加西市医師確保奨学金貸与
条例の制定について

概要 加西病院の医師の確保を図るため、将来、加西病院に勤務する意思を有する医学生に対し、修学等に必要資金を貸し付けるもの。

対象者	加西病院に勤務する意思を有する医学生
奨学金額	月額 30 万円（別途入学支度金 100 万円）
貸付期間	最長 6 年間
債務免除	加西病院に常勤の医師として勤務した年数に応じる

質疑

問 対象者の条件は。

答 将来、加西病院に勤務する意思がある医学生であれば、住所や出身は問いません。新入生に加えて在学中の医学生も対象としています。

問 選考はどのように行うのか。

答 加西病院と協議し、選考委員会で決定する予定です。書類審査に加え、オンライン等も活用して人物像が把握できるよう検討していきます。

問 先行実施の自治体における成果は。

答 県内では 8 自治体で同等の奨学金制度を設けており、一定の成果が出ている場合が多いと考えます。

問 奨学金額の設定根拠は。

答 県内では月額 20 万円、入学支度金 100 万円、また全国的には月額 30 万円、支度金 100 万円が最高額となっています。金額設定に当たっては先行事例を踏まえ、また、特に私学では年間 600 万円程度の費用となること等を総合的に判断しました。

問 奨学金が全額免除になる基準は。

答 臨床研修期間を除き、加西病院での常勤の勤務が 6 年以上であれば全額免除となります。

討論

賛成

・医師確保は病院において最大の課題であり、経営の根幹に関わる問題である。条例制定により加西病院の医師確保の課題が全て解決できるものではないが、特に救急対応を担う若手医師の確保において期待できる。数の確保に加え質の確保も重要であることから、選考に当たっては人物評価も行っていただきたい。（本会議）

議決結果

全会一致で原案可決



加西病院での医療事故 について和解が成立

議案第 48 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

概要 令和 2 年 3 月 25 日に加西病院で発生した事故について、和解し、損害賠償の額を定めるもの。

質疑

問 事故後の病院の対応に問題はなかったのか。

答 事故発生後に院内の医療安全対策委員会を開催し、事故の検証を行うとともに院内で情報共有を図り、ご家族に対する説明など必要な対応を行いました。また、事案発生後すぐに顧問弁護士に連絡し、経過報告をしています。ご遺族からカルテ開示の請求があった際にも顧問弁護士と相談し、積極的に資料を開示しています。

問 医療安全対策委員会の検証結果は。

答 当該患者に対する治療の処置は適切であったが、その後に発生した合併症に対する対応の遅れが死

亡の原因であるという見解です。

問 損害賠償請求が提出される前に和解の方向で進めるべきではなかったのか。

答 顧問弁護士との相談においても、病院の処置に対する判断ミスは免れないとの見解でしたが、治療内容は適切だったこと等の主張はしていかなければならないということから、訴訟に至りました。

討論

賛成

・命を預かる現場として、今後二度と発生しないように対策を講じ、信頼回復に努めていただきたい。（本会議）

議決結果

全会一致で原案可決